人権考

地球市民 ▶▶2

とにかく、このままではだめだ。身近な所に「不法外国人」の収容施設ができてしまう。

昨年二月に大阪・茨木市の郡山地区に持ち上がった西日本入国管理総合センター（仮称）の建設問題。住民らの不安は、つのった。

反対の急先鋒は、建設予定地（浪速少年院敷地内）周辺の住民らで組織した「入管センター建設反対推進委員会」代表の福井喜代司さん（六五）らだった。

その運動に首をかしげる人がいた。茨木市議の山下慶喜さん。反対推進委が作った一枚のビラが、疑念の発端だ。

〈密航で入国した外国人に、一時的な検査でエイズが見つけ出せるのか〉

〈収容者のタンやツバは雨水に混じり、下流の池に流れる…〉

その文面を見て、山下さんは言葉を失った。

「外国人差別を公然と正当化するようなビラだ」

マスコミも、山下さんの思いと同じだった。ある全国紙は〈偏見ありあり回覧ビラ〉の見出しをつけて報道。英国紙「インディペンデント」も「茨木の住民は恐ろしい外国人たちが来たらどうなるのか—という悪夢のようなシナリオを作りあげた」と厳しく論じた。

山下さんは昨年七月、「茨木市入管収容所建設問題を考える会」を結成した。福井さんらと同じように、建設には反対だ。が、その理念は全く違った。

「人手不足の時は、低賃金をよいことに発展途上国などから、めいっぱい労働者を集め、不況になったとたん、今度は一転して追放する。入管センターは、そんな日本政府の『エゴ』の象徴なんです」

重い共存の課題

大阪入国管理局の在留資格部門の窓口。外国人でいつも満杯だ＝大阪市中央区で

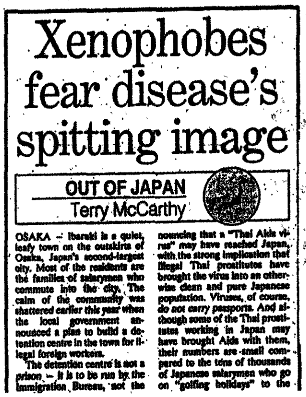
Xenophobes fear disease's spitting image

OUT OF JAPAN

Terry McCarthy

OSAKA – Ibaraki is a quiet, leafy town on the outskirts of Osaka, Japan's second-largest city. Most of the residents are the families of salarymen who commute into the city. The calm of the community was shattered earlier this year when the local government announced a plan to build a detention centre in the town for illegal foreign workers.

The detention centre is not a prison – it is to be run by the Immigration Bureau, not the

nouncing that a "Thai Aids virus" may have reached Japan, with the strong implication that illegal Thai prostitutes have brought the virus into an otherwise clean and pure Japanese population. Viruses, of course, do *not* carry passports. And although some of the Thai prostitutes working in Japan may have brought Aids with them, their numbers are small compared to the tens of thousands of Japanese salarymen who go on "golfing holidays" to the

◀入管センター建設問題を報じた英国のインディペンデント紙

ビラの波紋は、大きかった。福井さんの自宅には、五十本を超える電話や手紙が殺到した。

「なぜ外国人を差別するのか」「エイズへの偏見が甚だしい」

大半が、抗議の内容だった。福井さんは、電話を受けた相手には必ず受話器を取り、実名の手紙には、何枚もの返信を書いた。それは、福井さんの精いっぱいの誠意だった。

「あのビラは　本当に軽率でした。入管側の説明会で『病気の人や、麻薬犯を収容する』と聞かされて、驚いてしまった」

一年四カ月間の福井さんらの反対運動は今、ピリオドが打たれた。一方で、山下さんらの「もう一つの反対運動」は、なお続く。

福井さんは言った。

「外国人に対する私たちの意識も変わりました。暗いイメージを与える収容センターという名称は変えてほしい。物々しい鉄格子がはまった施設は、よくないですからね」

外国人との「共存」。そんな命題が、苦悩から生まれていた。

●入管法●

現在の入管法は平成元年12月に改正され、翌２年６月に施行された。改正の目的は、外国人の入国増加に伴って在留活動が多様化、昭和26年に施行された入管法で定められた在留資格では適切に対応できなくなったための措置。現行法では就学、研修など27種類の在留資格が定められている。日系外国人の定住ビザが認められるようになったほか、就労に関する規定では、不法就労の外国人を雇った雇用主に対する処罰も盛り込まれた。